

相続法（民法）改正

弁護士 前川 清成

第1.40年ぶりの相続法改正

1.【7月、改正相続法が施行されました。】

人が亡くなった場合、その人の財産がどのように引き継がれるかは民法第882条以下に定められており、「相続法」と呼ばれています。

その相続法が昨年の通常国会で1980（昭和55）年以來、約40年ぶりに改正され、そのうち自筆証書遺言作成方法の緩和については既に今年1月から施行されています。

「配偶者居住権」に関しては来年4月から施行されますが、これらのほか大部分は今年7月から施行されました。

については、今回のNEXTでは、配偶者居住権と、遺留分だけになりますが、できるだけ分かりやすいように事例とQ&Aでご説明させていただきます。

なお、民法では亡くなった人を「被相続人」、妻や子ら亡くなった人の権利義務を引き継ぐ人を「相続人」と呼んでいます。

2.【改正の背景】

相続法が改正された大きな理由は、ここでも少子高齢化です。

前回の改正時と、現在の平均寿命、出生率を比べると、下記の通りです。

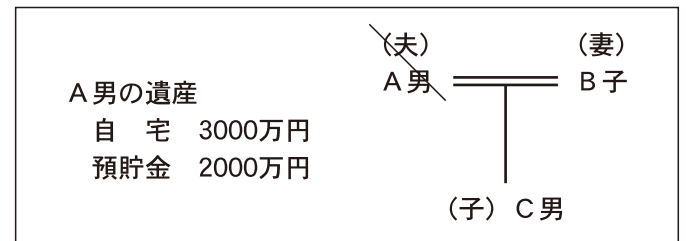
	昭和55年	平成29年
平均寿命	男 73歳 女 79歳	男 81歳 女 87歳
出生率	1.75	1.43

平均寿命が延びた結果、相続開始時（被相続人が死亡した時）、既にその配偶者は高齢に達しており、かたや子は経済的に独立して

いる場合が多くなりました。また少子化の結果、相続人となる子の数も減って、相対的に子1人あたりの取得割合が増えています。よって、夫が死亡し、妻と子が相続するケースで考えると、妻の保護を図る必要性が増しています。

第2.配偶者居住権

Q1.妻が住み慣れた自宅で暮らし続けるためには？



A男は、時価3000万円の自宅と、2000万円の預貯金を残して亡くなりました。

A男には妻、B子と、子、C男がいました。

B子は自宅に住み続けることができますか？

A. 改正相続法によって配偶者居住権が創設されたので、**B子は自宅に住み続けることができるとともに、預貯金も相続できるようになりました。**

— 説明 —

1.【法定相続分通りなら？】

配偶者居住権を説明する前提として、B子とC男が法定相続分通り相続する場合を説明します。

A男が遺言を作成せずに死亡した場合、B子とC男がA男の遺産を2分の1ずつ相続します（民法第887条第1項、第890条、第900条第1号）。